

1. 件 名：原子力災害時オンサイト医療について

2. 日 時：令和2年7月21日 16:30～17:45

3. 場 所：原子力規制庁（テレビ会議システムによる実施）

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、和田専門職、前澤専門職

原子力規制庁 放射線防護企画課

田中企画官、高山企画官、大町補佐、平瀬専門職

厚生労働省 労働基準局

安全衛生部 労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室長他1名

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高度被ばく医療センター
副センター長

原子力エネルギー協議会

副長

日本原子力発電株式会社

総務室 課長他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力保健安全センター 所長他1名

5. 要 旨

原子力エネルギー協議会から、3月24日に実施した原子力災害対策中央連絡会議において報告したオンサイト医療の実効性確保・継続的改善に向けた被ばく医療に係る専門家等で構成する会議体「オンサイト医療体制構築委員会（仮称）」の構成(案)について説明があった。当該委員会においては、今年度は立ち上げ期として、サイト医療設備の充実や原子力災害医療に係る高度な専門性を有する医師等との関係構築を図りたいとの説明であった。

原子力規制庁より、急性期の原子力災害医療については、当庁が進める高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターや原子力災害拠点病院に係る施策により被ばく傷病者等のオフサイトでの受入れ体制は既に構築されており、事業者主体で早急に解決すべき課題は（1）急性期におけるオンサイトからオフサイトの医療機関への搬送などの連携と、（2）急性期以降の中長期における労働安全衛生上の観点から収束に向けて安全に作業する環境を構築するための医療従事者

の継続的な派遣体制の構築の2点であり、これら2点を解決するためのアドバイザリーボードとしてオンサイト医療体制構築委員会（仮称）を位置づけるべきであると伝えた。

厚生労働省からは、当該委員会が構成されることにより、事業者に何ができることになるのかという説明が不足しているため、原子力エネルギー協議会と原子力規制庁・厚生労働省との間に認識の齟齬があるのではないかと懸念している。オンサイト医療体制構築委員会（仮称）で体制が構築されるのではなく、当該委員会を受けて事業者がいつまでに何を構築できるのかをまず説明し、その上でオンサイト医療に係る課題の解決に向けた具体的な取り組みが実行されるための議論がなされるべきであると伝えた。

原子力規制庁からは、本日の議論を踏まえ、当該委員会の趣旨、設置要領などを整理して説明するよう求めた。

原子力エネルギー協会から、本日は持ち帰り、後日、当該委員会の趣旨、設置要領などを説明するとの回答があった。

6. その他

配布資料：なし